

[事案 2020-259] 入院給付金支払等請求

・令和3年6月17日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

軽度認知障害により令和2年3月から約2か月間入院したことから、平成30年1月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、約款上の入院に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、給付金等を支払うか、外出・外泊をしても給付金が支払われる内容の契約に変更してほしい。

- (1) 医師の指示なく外出・外泊をしたために給付金が支払えないと保険会社に言われたが、医師の確認を取ってから外出等をしていた。
- (2) 入院中に医師の確認なしで外出・外泊をすると入院給付金が支払われない、とは聞いていないし、文書に書かれてあったとしても、説明されなければ読まない。
- (3) 前回までの入院では、外出・外泊があっても給付金が支払われていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が入院を希望するに至った軽度認知障害に関連する症状は、入院中には認められず、その他「治療を目的とする」「自宅等での治療が困難」等の状況にはないため、約款上の入院にあたらぬ。
- (2) 申立人の約款に関する個人的認識や過去の給付金支払によって、約款の支払要件が修正されることはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は約款上の入院に該当するとは認められず、外出や外泊をしても給付金が支払われる内容の契約に変更する合理的な理由も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。